

種別	規則・手順	管轄	安全委員会	担当	管理・業務部 職員・企画担当
----	-------	----	-------	----	----------------

暴力・ハラスメント防止・対応要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）における暴力やハラスメント（以下「暴力等」という。）の防止や発生時における対応に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱において、対象となる暴力等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 利用者やその家族（以下「利用者等」という。）から職員に対するもの
- 二 職員から職員に対するもの
- 三 職員から利用者等に対するもの

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力 殴る、蹴るなど被害者に対して身体的苦痛を与える行為をいう。また、器物破損や威嚇など、その後の身体的苦痛につながる可能性の高い行為を含む。
- 二 ハラスメント 暴言、いじめ、いやがらせ、つきまといなど被害者に対して精神的苦痛を与える行為をいう。
- 三 被害者 暴力等を受けた職員や利用者等をいう。
- 四 加害者 暴力等を行った職員や利用者等をいう。

(職員の責務)

第4条 職員は、暴力等の加害者となってはならない。

- 2 職員は、利用者や他の職員による暴力等を発見した場合には、黙認してはならない。
- 3 暴力等を受けた職員本人や前項の職員は、被害者の安全確保のため必要と判断する場合には、直ちに緊急コール（コードイエロー）を発令するものとする。

(組織方針の明示)

第5条 センターは、暴力等の防止や発生時の対応にかかる方針を明確にし、職員や利用者等に明示するものとする。

(暴力等を防止する組織)

第6条 暴力等を防止し、発生時の対応を決定するための最高議決機関は安全委員会とする。

2 暴力等の発生時に迅速かつ適切な被害者及び加害者対応を実行するため、埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱第14条第1項の規定に基づき、暴力・ハラスメント防止・対応部会(以下「部会」という。)を設置する。

3 部会は、次の各号に掲げる事務を所掌するものとする。

- 一 暴力等にかかる相談又は苦情等(以下「相談等」という。)を受け付け、組織的対応策を協議・決定し、実行すること
- 二 暴力等の発生状況を把握し、分析すること
- 三 暴力等の防止のために必要な改善策を推進すること
- 四 その他、安全委員会からの委任を受けた事務を実施すること

(部会の構成員)

第7条 部会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- 一 事務局長
 - 二 管理・業務部長
 - 三 支援部長
 - 四 医療安全管理推進室長
 - 五 リハビリテーション部技師長
 - 六 看護部長
 - 七 職員・企画担当課長
 - 八 その他部会長の指定する者
- 2 部会長は、事務局長とする。
- 3 空席の職については、当該職の次席の者を構成員とする。

(相談等窓口の設置)

第8条 暴力等に対する相談等を受け付ける窓口は管理・業務部職員・企画担当とする。

2 職員・企画担当は、別記様式により、相談等の内容の把握及び整理に努めるものとする。この場合において、職員・企画担当は、相談者の同意を得て、センターのセクシュアル・ハラスメント防止推進員等、当該相談等を適切に受け付けることのできる職員と共同で対応することができる。

3 相談等は、暴力等に直接関わった職員本人に限定せず誰でも行うことができる。

(相談等への対応)

第9条 受け付けた相談等は、部会に諮り、組織的に対応するものとする。

る。ただし、緊急の対応を要する場合及び第2条第2号の相談等については、部会長の判断により、適宜対応することを妨げない。

2 相談等への対応結果は、対応日以後に開催される直近の安全委員会に報告するものとする。

3 相談等の内容は、プライバシー保護等の観点から、部会員及び安全委員会構成員以外、原則、非公開とし、相談等を行った職員が不利益な扱いを受けないように留意する。

(事務局)

第10条 部会の事務局業務は、管理・業務部職員・企画担当において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、暴力等の防止や発生時の対応に必要なことは、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 11月 1日から施行する。